



人事・労務に役立つ NEWS LETTER 四季の風だより

発行：田中せいこ社会保険労務士事務所
〒442-0802 豊川市麻生田町大屋敷7番地
TEL:0533-83-8871 FAX :0533-83-8872

5

2017

トピックス 改正個人情報保護法 全面施行は平成29年5月30日



平成29年5月30日からは、これまで個人情報保護法の適用がなかった「取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者」にも、同法が適用されることとなります。今回は、個人情報を保管するとき・他人に渡すとき・開示を求められたときのルールを紹介합니다。連載も最終回となりますので、最後に基本事項をチェックしてください。

個人情報を保管するとき・他人に渡すとき・開示を求められたときの基本的なルール

● 取得した個人情報は安全に管理する

・個人情報を事業者が保管する際には、安全に管理する必要があります。

例：電子ファイルであればパスワードを設定する、ウイルス対策ソフトを入れる。
紙媒体であれば施錠できるところに保管する。

・従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう社員教育を行いましょう。



● 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る

・個人情報を第三者（別法人であればグループ会社でも第三者に該当）に渡す場合は、原則、本人の同意が必要です。

・ただし、次の場合は、本人の同意がなくても、個人情報を他人に渡すことができます。

→ 法令に基づく場合（例：警察からの照会）、人命に関わる場合（例：災害時）

→ 業務を委託する場合（例：商品配送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す）



● 本人からの「個人データの開示請求」には応じる

・会社が保有している個人情報（個人データ）について本人から開示や訂正等を請求されたときは、会社は対応する必要があります。請求の方法を決めておくと同時に、本人から個人情報の利用目的を問われた場合に、きちんと答えられるようにしておきましょう。



最後に、個人情報保護委員会なども周知を行っている基本的な5つのルールをチェックしておきましょう。すべて、YESならOKです。

- ・ 個人情報を取得する際、何の目的で利用されるか本人に伝わっていますか？…YES/NO
- ・ 取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか？……………YES/NO
- ・ 取得した個人情報を安全に管理していますか？……………YES/NO
- ・ 取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか？（委託などの場合を除く） ……YES/NO
- ・ 「自分の個人情報を開示してほしい」といった求めを断っていませんか？……………YES/NO

改正個人情報保護法の施行はもう直ぐです。新たに対応を迫られることになる小規模取扱事業者の方に、いきなり大企業並みの規制がかかるということはありませんが、規模にかかわらず、最低限度のルールは守る必要があります。

トビのマーク 新年度スタート 主な制度変更を確認しておきましょう



新年度がスタートしましたが、年度が替わる時期には、多くの制度変更が行われます。厚生労働省が管轄する制度においては、どのような変更が行われたのでしょうか。企業実務に関連ある事項を中心に紹介します。対応に漏れがないか確認しておきましょう。

厚生労働省関係の主な制度変更(平成 29 年4月～)

1 雇用・労働関係

□ 雇用保険率の引き下げ

雇用保険率を引き下げ。一般の事業にあつては次のとおり。

- 平成 28 年度：1,000 分の 11(被保険者負担分 1,000 分の 4/事業主負担分 1,000 分の 7)
- 平成 29 年度：1,000 分の 9(被保険者負担分 1,000 分の 3/事業主負担分 1,000 分の 6)

□ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の改正の施行

次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定)及び特例認定(プラチナくるみん認定)の基準を見直し。また、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の基準も見直し。



2 社会保険関係

□ 平成 29 年度以降の在職老齢年金

平成 29 年度以降の厚生年金保険の在職老齢年金に関して、60 歳台前半(60 歳～64 歳)の「支給停止調整変更額」と、60 歳台後半(65 歳～69 歳)・70 歳以上の「支給停止調整額」を、法律に基づき引き下げ。

- 平成 28 年度まで：47 万円 → 平成 29 年度以降：46 万円

(補足)60 歳台前半の支給停止調整開始額(28 万円)については変更なし。



この変更により、年金の支給額が減る(支給停止額が増える・新たに対象となる)という可能性があります。また、そもそもの年金額も、物価などの変動に応じた自動改定で 0.1%引き下げられています。

□ 子ども・子育て拠出金率の引き上げ

子ども・子育て拠出金率を引き上げ。

- 平成 28 年度：1,000 分の 2.0 → 平成 29 年度：1,000 分の 2.3

[確認]子ども・子育て拠出金は、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、全額負担し納付する拠出金。その額は、使用する被保険者個々の標準報酬月額及び標準賞与額に、「子ども・子育て拠出金率」を乗じて得た額の総額となります。



子ども・子育て拠出金率が引き上げられました。本年 4 月分(5 月納付分)以降の納付額を計算する際、率の変更にご注意しましょう。



5/10

- 一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事
- 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/31

- 4月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
- 自動車税の納付
- 3月決算法人の確定申告・9月決算法人の中間申告
- 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告
- 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付



◆あとかぎ◆

すたっふ なんたらかんだら

◆ はじめまして ◆

前田 博恵

5月より一緒に働かせていただくことになりました、前田博恵です。まだまだ新米主婦の32歳です。

我が家は犬2匹と主人の4人家族です。もともと1匹いたのですが、散歩嫌いで（泣）犬との散歩がしくて2匹目を飼ったのですが、どうやら2匹目も散歩が嫌いでした……。公園ならどうかな？と思い、GWに大きな公園に行ってみたところ芝生が気持ちいいのか、少しですが嬉しそうに走ってくれたので、少し夢が叶いました☆

私は昔からハーブの香りが大好きでアロマを勉強したりしていました！最近では庭にいろんなハーブを植えて香りを楽しんでいます。特にタイムとローズマリーというハーブが好きで、成長したら料理に使うのが今から楽しみです♪



一生懸命、頑張りますので、宜しくお願い致します。



★ ソーセージ作ってきました ★

浦野 仁美

ゴールデンウィークは、お出かけ日和が続きましたね。私は渋滞や混むのが嫌なので毎年遠出はせず、近場をちょろちょろしたり、庭の草むしりしたりして静かに過ごしています、笑。それでも連休何もなしでは子供の宿題の日記も書けないので、三河湖へ出掛け、ソーセージ作り体験をしてきました。

肉をこねこねし、羊の腸に道具を使って詰めていき、まずはながーいソーセージを1本。それをくりくりとねじって短いソーセージにしていきます。それが写真の状態。これを茹でて、切ったら出来上がり！茹でたておいしい！そのあと焼いて食べてもおいしい！



腸詰め作業が楽しく1キロ作ったのでお土産もできてみんな大満足でした。

✿ 塩の道祭 ✿

川瀬 泰代

こんにちは、川瀬です。GWに白馬へ行ってきました。1日はスキーをして残りは地元で行われていたおまつりに予定を変更して参加。

昔、塩を運んでいた道を地元の方々のおもてなしを所々で受けながら10.5km歩くという38回も続く由緒あるウォークラリーです。道中、歩荷（ぽっか）と呼ばれる格好をしている人や白馬に乗ったお殿様や侍、早乙女姿で田植えをする人など、タイムスリップした雰囲気味わえました。おもてなしも、つけもの、菜の花やごみのおひたし、豚汁など手厚くしていただきました。完歩賞は伯方の塩！（笑）



次回はふるまい酒が飲めるように、車は置いて参加します。

♥ フェニックス、ガンバレー！ ♥

田中 勢子



ゴールデンウィーク最終日、地元で唯一のプロスポーツチーム、**三遠ネオフェニックス**の応援に行っ

て来ました。実は私、中学高校とバスケット部でしたので、フェニックスに対する想いも、ことさら強いのです。あいにく、この日は富山グラウジーズに負けてしまいましたが、前日は勝利し、フェニックスの「中地区2位」が確定しています！！

ド迫力のプロバスケの試合、チアガールはとってもチャarming、立夏の候にふさわしい、熱い戦いでした。ここで一句詠ませていただきます。

最終戦 ダンクシュートの 立夏かな